

質問第二〇〇号

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月十七日

浜田 和幸

参議院議長 西岡 武夫 殿

アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書

アメリカ合衆国では、連邦政府が負うことのできる債務の上限額が法律によって決まっている。同国連邦政府の債務は、平成二十三年五月十六日、法定の上限額に到達した。

同国連邦政府の債務が上限に達したことで、アメリカ国債償還の原資とする目的で新たにアメリカ国債を発行することができなくなっている。そして、法定の債務上限額が同国連邦議会により引き上げられない限り、同年八月にも同国連邦政府は資金不足に陥り、債務不履行を宣言するおそれがある。その場合、アメリカ国債の償還は極めて困難となる。

他方、我が国は、多額のアメリカ国債を保有しており、かかる同国連邦政府の債務の状況に大きく影響を受ける立場にある。

そこで以下のとおり質問する。

- 一 政府ないし日本銀行が現在保有しているアメリカ国債の額を明らかにされたい。
- 二 中国政府も多額のアメリカ国債を保有しているものと目される。政府は、売却を含むアメリカ国債の取り扱いに関する中国政府の動向を把握しているのかについて明らかにされたい。

三 政府ないし日本銀行は、アメリカ合衆国連邦政府の債務の状況を踏まえ、アメリカ国債を売却する予定があるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。